

障害福祉サービス事業所等に対する行政処分について

尼崎市は、次の事業所について監査を実施した結果、指定の一部効力停止処分に該当する事実が認められたため、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条の規定に基づき、指定の一部効力を停止します。

1 対象事業者及び事業所

- (1) 事業者 アビリティ株式会社（伊丹市寺本 1 丁目 47 番地）
事業所

事業所名	所在地	指定年月日	事業内容
おりーぶ武庫之荘	尼崎市武庫之荘 5-24-6	平成 27 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
おりーぶせらびー	尼崎市西昆陽 3-24-7	令和 3 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
おりーぶ西昆陽	尼崎市西昆陽 2-37-1	平成 31 年 1 月 1 日	就労継続支援 B 型

- (2) 事業者 ヴォーチェ株式会社（尼崎市西昆陽 2 丁目 37 番 1 号）
事業所

事業所名	所在地	指定年月日	事業内容
おりーぶ Social	尼崎市西昆陽 1-2-13	令和 3 年 4 月 1 日	児童発達支援
		令和 2 年 1 月 1 日	放課後等デイサービス

2 処分手由及び処分内容

事業所名	処分手由			処分内容
	不正請求	不正又は著しく不当な行為	虚偽報告	
おりーぶ武庫之荘	○	○	○	新規受入停止 12 か月間
おりーぶせらびー	○	—	—	新規受入停止 6 か月間
おりーぶ西昆陽	○	—	—	新規受入停止 6 か月間
おりーぶ Social	○	○	—	新規受入停止 12 か月間

※ 一部効力停止開始日は、いずれも令和 7 年 2 月 1 日

3 給付費の返還

不正に請求し支払いを受けた給付費について返還を求めるとともに、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額の徴収を行う。

事業所名	不正受給額	加算額	合計額
おりーぶ武庫之荘	18,598,337 円	7,439,200 円	26,037,537 円
おりーぶせらびー	4,881,144 円	1,952,400 円	6,833,544 円
おりーぶ西昆陽	1,783,445 円	713,200 円	2,496,645 円
おりーぶ Social	12,987,441 円	5,194,800 円	18,182,241 円
合計	38,250,367 円	15,299,600 円	53,549,967 円

4 処分事由の詳細

(1) おりーぶ武庫之荘

① 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

ア 令和 2 年 12 月から令和 4 年 10 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。

イ 令和 3 年 4 月から令和 4 年 10 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、専門的支援加算を不正に算定し、受領した。

② 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号該当）

専門的支援加算について、実際には令和 3 年 4 月 19 日から雇用した者を、令和 3 年 4 月 1 日から配置しているものとして届け出を行った。

③ 虚偽報告（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号該当）

児童指導員等加配加算の対象の保育士 2 名について、実際よりも長時間勤務していたかのように勤怠記録を改ざんし、監査において提出した。

(2) おりーぶせらびー

① 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

ア 令和 3 年 6 月から令和 4 年 10 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。

イ 令和 4 年 3 月から令和 4 年 10 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、専門的支援加算を不正に算定し、受領した。

(3) おりーぶ西昆陽

① 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号該当）

サービス管理責任者が常勤で勤務できないことを把握しながら、令和 3 年 12 月から令和 4 年 4 月までの間、減算せずに給付費を不正に算定し、受領した。

(4) おりーぶ Social

【児童発達支援】

① 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

ア 令和 3 年 7 月から令和 3 年 12 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。

イ 令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなか

ったにもかかわらず、専門的支援加算を不正に算定し、受領した。

② 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号該当）

令和 3 年 4 月から令和 3 年 9 月の間、及び令和 4 年 3 月の春休みの休所期間中に受け入れた障害児に係る給付費を、別法人が運営する他の児童発達支援事業所が請求することで、当該他の事業所の不正請求に加担した。

【放課後等デイサービス】

① 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

ア 令和 2 年 4 月から令和 3 年 1 月までの間、及び令和 3 年 7 月から令和 3 年 12 月までの間、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。

イ 令和 3 年 8 月から令和 4 年 8 月までの間、及び令和 4 年 10 月に、加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、専門的支援加算を不正に算定し、受領した。

② 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号該当）

令和 2 年 1 月から令和 3 年 3 月の間、児童発達支援事業所の指定を受けていないにもかかわらず、未就学の障害児を受け入れ、別法人が運営する他の児童発達支援事業所が給付費を請求することで、当該他の事業所の不正請求に加担した。

以 上